

国内手配旅行 旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面であり、また、宿泊サービスの国内旅行（当社旅行業約款第2条第2項で定義）の手配に関する旅行契約が成立した場合には、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。当社旅行業約款（手配旅行契約）（以下「当社約款」という）で定義する用語については、本旅行条件書において用いることとします。

第1条（手配旅行契約）

1. 本旅行条件書の対象となる旅行は、株式会社 SEEC（以下「当社」という）がお客様のために媒介する、国内の宿泊機関における宿泊とします。
2. 本旅行条件書において「旅行契約」とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために媒介することにより、お客様が宿泊機関の提供する宿泊サービス（その付随サービス含む）の提供を受けられるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
3. 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。
4. 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書および当社約款によるものとします。

第2条（旅行の申込みと旅行契約の成立時期）

1. 当社と手配旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
2. 当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
3. 第一項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
4. 旅行契約の成立時期は、以下のとおりとします。
 - (1) 当社が提供するインターネット上の予約サイト「Jcation」および「沖楽」（以下「当サイト」という）に予約申し込みした場合、お客様が本旅行条件書および当サイトにおいて予約内容を確認するページ（以下「予約内容確認ページ」という）に記載された旅行契約の内容および旅行条件等に同意のうえ予約申し込みを行い、当該予約申し込みが当社によって承諾された時点とします。当社は、かかる承諾後速やかに、予約成立した旨を電子メールまたは電話で通知します。
但し、当社が予約成立した旨を電子メールで送信を行っているにも関わらず、お客様の受信端末の不具合等お客様側の事情により電子メールが確認できなかつたとしても契約成立となりますので、予約申し込み後に電子メールが確認できなかつた場合は、予約成立後にお客様が予約内容を確認するページ（以下「予約内容提示ページ」という）にてお客様ご自身でご確認ください。

第3条（申し込み条件）

1. 20歳未満の方は保護者の同意書が必要です。
2. 健康を害している方、身体に障害のある方、妊娠中の方、補助犬使用者の方等その他の特別の配慮を必要とする方はその旨をお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
3. お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損もしくは業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあ

ります。

4. 本手配を通じて予約された客室を、営利目的で利用、又は転売することは固くお断りいたします。万一、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為と当社が判断したときは、予告なく手配旅行契約を解除することがあります。
5. その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

第4条（取引条件説明書面・契約書面の交付）

当社は、旅行契約成立後速やかに、電子メール又はファクシミリ又はショートメッセージにて予約内容や旅行サービスの内容が記載された契約書面をお送りします。お客様は、当社がこの方法により契約内容を通知することに同意するものとします。

第5条（旅行代金の支払い）

1. 「旅行代金」とは、当社が手配する宿泊予約サービスにかかる宿泊料その他の宿泊機関に対して支払う費用（以下「宿泊料金」といい、通常、サービス料および消費税を含む）および当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金および取消手数料金を除く）をいいます。
2. 本旅行条件書による旅行において、宿泊料金は、以下のいずれかの方法のうち予約内容確認ページで選択可能な方法として表示されたものの中から、お客様が選択した方法により支払うものとします。
 - （1）第6条に定める通信契約に基づき、クレジットカードで当社に支払う方法
 - （2）その他予約内容確認ページに別の定めがあるときは、その方法

第6条（通信契約）

1. 「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（当社と契約するクレジットカード決済代行業者を通じて提携している場合を含む）のカード会員（以下「会員」という）との間で、所定の伝票への会員の署名なくして会員のクレジットカードによる旅行代金等の支払いを受けることを条件に、オンライン入力による旅行の申し込みを受けて締結する旅行契約をいいます。
2. 通信契約は、通常の旅行契約の旅行条件に加え、以下の条件に従うものとします。
 - （1）会員は、当社に対し、申し込み時に「カード会員名義」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社所定の方法により通知するものとします。
 - （2）会員および当社が通信契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払い戻し債務を履行すべき日（カード利用日）は、以下のとおりとします。
 - [1] 会員が支払うべき旅行代金については、契約成立日
 - [2] 会員が支払うべき追加費用については、支払うべき金額を当社が会員に通知した日
 - [3] 当社が支払うべき払戻金については、払い戻すべき金額を当社が会員に通知した日
 - （3）当社は、お客様のクレジットカードで決済できない場合、通信契約の締結に応じないことができます。

第7条（お客様による旅行契約の内容変更、任意解除）

1. お客様は、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。
2. お客様が旅行日程、宿泊サービスの内容その他の旅行契約の内容変更を求める場合、現在の予約を一度解除し、再度変更後の内容で予約を行うものとします。新たに予約された宿泊料金及び当社所定の旅行業務取扱料金を支払う必要があります。
3. お客様は、前項の解除をする場合、当サイトの「予約内容提示ページ」で取消依頼を行うものとします。
4. お客様は、第1項の旅行契約の解除により発生する取消料・違約料等を、「予約内容確認ページ」および「予

約内容提示ページ」に記載された提示キャンセルポリシーに従い支払うものとします。不泊の場合についても同様とします。なお、提示キャンセルポリシーは、原則として宿泊機関の宿泊約款に基づきますが、宿泊機関との特約により当該約款と異なる場合があります、この場合には、提示キャンセルポリシーを優先します。

5. 第1項の解除をする場合、お客様は、当社が定める旅行業務取扱取消手続料金を支払うものとします。

第8条（当社の責に帰すべき事由による旅行契約の解除）

お客様は、当社の責に帰すべき事由により宿泊サービスの手配が不可能となった場合、旅行契約を解除することができます。

第9条（当社の責任）

1. 当社の責任の範囲は、特段の定めがある場合を除き、第1条第2項に記載した手配行為に限定します。
2. 当社は、旅行契約の履行にあたり、当社または当社の手配代行者の故意または過失によりお客様が損害を被った場合、その損害を賠償するものとします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
3. 当社は、手荷物について生じた前項の損害については、前項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限りお客様1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除く）として賠償するものとします。
4. 当社は、お客様が天災地変、戦乱、暴動、宿泊機関の宿泊サービス提供の中止、宿泊機関の過剰予約受付（オーバーブッキング）による予約取消、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

第10条（お客様の責任）

1. 当社は、お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行動により当社が損害を受けた場合、お客様に対して被った全ての損害の賠償を請求することができるものとします。
2. お客様は、旅行契約を締結するに際し、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後において、第3条第1項に基づき当サイトに掲示された事項または同条第2項に記載された書面（以下総称して、この条項で「契約書面」という）の宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一、契約書面と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、宿泊機関において直ちにその旨を当社、当社の手配代行者または当該宿泊機関に申し出なければなりません。

以上

2023年11月1日 現在

取扱営業所

沖縄県知事登録旅行業 第2種 368号

沖縄県那覇市泉崎1丁目20番地6号 那覇ビジネスセンター7F

株式会社 SEEC

（社）日本旅行業協会正会員

国内旅行業務取扱管理者 砂川和寛・喜屋武さくら

（お客様のご依頼がある場合には、上記の者が説明を行います。）